

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成30年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては5月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」5月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・平成30年5月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

深澤、田村

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

架空の料金を請求するハガキ ～慌てず 連絡せず まず相談を！～

法務省や裁判所などの公共機関をかたった、
架空請求のハガキが大量に郵送されています！！

- 民事訴訟センター名で「総合消費料金が未納」とあるが、身に覚えがない。無視して大丈夫だろうか。
- 保護シールを貼ったハガキが届き、シールをはがしたら「民事訴訟最終通告書」と書いてあった。連絡せよとあるが不審だ。

訴訟に関する書類はハガキでは届きません！ 連絡せず無視を！



はがきの例

民事訴訟最終通告書

訴訟番号 [そ]第311

この度ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社ないし運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされましたことを通知いたします。

以下に設けられた裁判取り下げ期日最終日までにご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、財産等の差押さえを強制的に履行させていただきます。なお、取下げ等のご相談については至急下記ご連絡ください。

裁判取り下げ最終期日

平成30年〇月〇日

民事訴訟管理センター

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇〇

消費者相談窓口：03-XXXX-XXXX

お互いに 一声かけて
見守りを！



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター

検索



はまのタスケ